

令和4年度

渡島・檜山管内 町職員採用資格試験案内

令和3年7月1日

(この試験は渡島・檜山両管内町職員の「一般事務職上級・初級」の採用資格試験です。)

【受付期間】令和3年 7月 1日(木)～8月6日(金)

【第1次試験日】令和3年 9月19日(日)

【試験会場】【上級】森 町：「公民館」(茅部郡森町字御幸町132)

【初級】七飯町：「大中山コモン」(亀田郡七飯町大中山3-275-2)

【上級・初級共通】

乙部町：「町民会館」(爾志郡乙部町字館浦4-1)

【日 程】8:50(着席)～14:35(終了)

渡島町村会事務局

〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内

電話 0138(47)9223 (直通)

檜山町村会事務局

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 檜山合同庁舎内

電話 0139(52)3544 (直通)

1. 採用予定町

令和4年度中の採用予定町については別紙「令和4年度渡島・檜山管内町職員採用予定一覧表」を参考にしてください。

2. 試験区分及び職務内容

試験区分		職務内容
一般事務職	上級	町長部局・教育委員会・議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
	初級	

3. 受験資格（上級、初級とも学歴は問いません）

試験区分	受験資格
上級	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
初級	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

第16条 次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験方法及び内容

試験	種目	解答時間	内容
第1次	教養試験 9:00～11:00	120分	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	論文試験〈上級〉 作文試験〈初級〉 11:15～12:15	60分	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	総合適性検査 13:00～13:50	50分	事務（処理）能力についての択一式による筆記試験
	14:00～14:35	35分	パーソナリティ（行動パターン）択一式による筆記試験

5. 試験の日時、場所及び合格発表

日時等 試験	日 時	地 区	場 所		合格発表
			試験地	試験会場	
第1次試験	9月19日(日) 8:50(着席)	渡島	森町 (上級)	森町公民館	10月中旬 渡島・檜山管内各町役場及び、渡島・檜山合同庁舎に掲示(受験番号のみ)するほか合格者には(封書)で通知します。
			七飯町 (初級)	大中山コモン	
		檜山 (初級・上級共通)	乙部町民会館		
第2次試験	採用予定町より第1次試験の合格者に通知します。		採用町より直接合格者へ通知		

※昨年と同様に、渡島地区は(上級/森町)と(初級/七飯町)の受験会場が異なりますので十分ご留意下さい。

檜山地区で受験の場合は従来どおり、(上級・初級)共通会場です。

6. 受験手続および受付期間

受付期間	令和3年7月1日(木)～8月6日(金)まで受け付けます。 (受付時間 9時から17時 土曜日、日曜日、祝日は受け付けません) なお、郵送の場合は8月6日の消印のあるものに限り受け付けますので、十分注意してください。
申込書の請求先	<ul style="list-style-type: none"> 渡島・檜山管内各町役場総務担当課 渡島町村会事務局(函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内) 檜山町村会事務局(檜山郡江差町字陣屋町336の3 檜山合同庁舎内) 郵送で請求する場合は封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書き、宛先を明記して140円切手を貼った角2サイズ(240mm×332mm)の大きさの返信用封筒を必ず同封してください。
申込方法及び申込先	<ul style="list-style-type: none"> 申込書に所定事項を記入のうえ、渡島・檜山管内各町役場総務担当課、又は渡島・檜山町村会事務局に提出してください。 受験票は後日送付しますので所定欄に住所・氏名・郵便番号を記入し、必ず63円切手を貼ってください。 <u>申込の際、写真は必要ありません</u>が、第1次試験受験の際は、必ず受験票の所定の欄に貼ってきてください。

7. 合格から採用まで

- (1) 第1次合格者は、採用候補者名簿に登載され、第2次試験を経て合格者の希望及び成績に基づき、各町の任命権者が採用を決定いたします。
名簿は令和4年4月1日以降の採用に対するもので、有効期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間ですが、登載者全員が採用されるものではありません。
- (2) 初任給、その他勤務条件等については、渡島・檜山各町の条例・規則により定められていますので、採用予定町役場総務担当課へ直接お問い合わせください。

8. その他

- (1) 申込書の第1希望欄は必ず記載し、特に第2希望町を指定しない場合は空欄としてください。
- (2) 受験票に貼る写真は、申込のときには必要ありませんが、事務局より受験票が送付されてから所定の欄に6ヶ月以内に撮影した本人であることが確認できる写真（脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cm）を貼って受験してください。
- (3) 身体に障害のある方で、試験当日の受験に際して車椅子等を使用することについて、特に希望のある方は、あらかじめ渡島・檜山町村会事務局までご連絡ください。
- (4) 昼食時間（12:15～13:00）は会場の外に出られませんので各自昼食をご用意します。
- (5) 受験票は8月中旬までに発送予定ですが、**8月25日頃**になっても送達のないときは、渡島町村会事務局に電話で問い合わせてください。
- (6) この試験について不明な点は、渡島・檜山管内各町役場総務担当課又は渡島・檜山町村会事務局までお問い合わせください。